**平成２３年（フ）第８３号**
兵庫県神戸市垂水区学が丘２丁目１番400―308号
債務者　キタカミプランニングこと　阿部　俊光
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　浩史
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２３年（フ）第１７０号**
鳥取県鳥取市佐治町津無479番地
債務者　西尾　隆之
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬古　智昭
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第４００号**
北海道上川郡鷹栖町北野東２条１丁目10番７号
債務者　梅津　勝雄
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月19日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
旭川地方裁判所民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第８４号**
岩手県一関市山目字三反田58番地３　ハイツタカミ201
債務者　千葉　恵美
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２３年（フ）第１４２号**
岐阜県海津市南濃町境1555番地４
債務者　丸尾　禎輔
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第１５３号**
岐阜県大垣市新開町105番地　サンセジュール105
債務者　高崎　龍一
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第７１号**
東京都足立区青井３丁目５番26―624号、申立時の住所京都府亀岡市篠町浄法寺茱萸21番地６
債務者　山本　元功
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２３年（フ）第５７１号**
兵庫県姫路市野里913番地１
債務者　下城　翔太
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第６１０号**
兵庫県姫路市豊富町御蔭640番地24
債務者　黒田　澄斗
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第６１２号**
兵庫県加古川市別府町本町２丁目32番地　レオパレスロフト232―205号
債務者　木村　博子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第６１４号**
兵庫県姫路市飾磨区清水80番地　明治グランドヒル飾磨駅前203号
債務者　続木こと　續木　浩子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第６１８号**
兵庫県高砂市今市２丁目８番23―４号
債務者　松延　寛介
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３００号**
奈良県宇陀市大宇陀岩室758番地
債務者　石本　和雄
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第３２９号**
奈良県橿原市栄和町47番地の２　エスト橿原203号室、前住所奈良県吉野郡下市町大字下市2448番地
債務者　松本　剛典
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２３年（フ）第６７号**
和歌山県田辺市新万５番24号　川根アパート203
債務者　北谷　理恵（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２３年（フ）第３７０号**
群馬県前橋市笂井町949番地８
債務者　平岩　京子（旧姓光山）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産係